

# 兵庫県公報

平成20年5月20日 火曜日 第1980号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
換地処分に伴う加古川市の区域内における字の区域変更及び字の廃止（市町振興課）	1
救急病院の認定（医務課）	3
救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	4
救急病院の名称変更（同）	4
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課）	6
兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	6
狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施（自然環境課）	7
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	8
昭和62年兵庫県告示第997号（水防管理団体及び水防警報を行う河川・海岸の指定）の一部改正（河川整備課）	9
公有水面埋立工事のしゅん功認可（港湾課）	9
都市計画の変更についての案の縦覧（都市計画課）	10
道路の位置指定（建築指導課）	10
同 上（同）	10
同 上（同）	10
施設使用料の徴収事務の委託（県立歴史博物館）	11
公 告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	11
随意契約の相手方等の公示（契約管理課）	13
同 上（同）	13
大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	14
大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（阪神北県民局）	14
入札公告（管理課）	15
同 上（同）	18
同 上（同）	20
同 上（県立大学）	23
病院局辞令	
佐藤 志以樹	25
正 誤	
平成20年4月25日付け兵庫県公報第1973号中	25
同 上	26
平成20年5月2日付け兵庫県公報第1975号中	26

## 告 示

### 兵庫県告示第529号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、加古川市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、加古川市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年5月20日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	大 字
別府町新野辺	浜ノ宮	574の93 574の94 574の97から574の100まで 574の103 574の104 574の106 574の107 574の268	別府町新野辺
	小濱竹廣	627の1 627の3	
	西 所	1059の1 1059の2 1060 1061	
	山 所	1065の1 1065の2 1065の4 1066の1 1066の2 1067 から1071まで 1072の1から1072の3まで 1073 1074の1 1074の3 1074の4 1075 1076の1から1076の3まで 1077の1から1077の4まで 1078の1 1078の2 1079から 1081まで 1082の1 1082の2 1083 1083の1から1083の 3まで 1084 1085の1 1085の2 1086の1 1086の2 1087の1 1087の2 1088 1089の1から1089の3まで 1090の1 1090の2 1091の1から1091の6まで 1092の1 1092の2 1093 1094の1から1094の5まで 1095の1 1095の2 1096の1から1096の3まで 1097の1から1097の 4まで 1098 1099 1100の1 1100の2 1101 1102の1 1102の2 1103の1 1103の2 1103の4 1103の8 1103 の9 1104の1から1104の3まで 1105 1105の1 1106か ら1108まで 1109の1 1109の2 1110の1の2 1110の2 の2 1110の4の1 1110の4の2 1111の1 1111の2の 2 1111の4から1111の11まで 1112の5から1112の8まで 1114の2 1115の1 1115の2 1116の2から1116の8まで 1116の24 1116の25 1117の1から1117の5まで	
宮 畑	1118の1から1118の9まで 1119 1120の1 1120の2 1121の1から1121の7まで 1122の1から1122の3まで 1123 1124の1から1124の6まで 1125の1から1125の8ま で 1126の4 1128の2 1129の2 1133の1から1133の5 まで 1134 1135の1 1135の2 1136の1から1136の13ま で 1137の1から1137の3まで 1138の2 1140の1 1140 の2 1141の1 1141の2 1142の1 1142の2 1143の1 1143の2 1144の1から1144の3まで 1145の1 1145の2 1147の2 1148の1から1148の6まで 1149 1152の1から 1152の10まで 1153の2 1153の5 1153の7から1153の29 まで 1157の1から1157の5まで 1158の1 1158の2 1159の1 1159の2 1160 1161の1から1161の3まで 1162の1 1162の2 1163の1から1163の4まで 1164の1 1164の2 1165の1 1165の2 1166の1から1166の8まで 1166の12から1166の16まで 1169 1170の1から1170の20ま で 1173の1 1173の3から1173の10まで 1174の2 1176 の1 1176の2 1181の1から1181の3まで 1182の1 1182の2 1184 1185の1から1185の3まで 1186の1 1186の2		
東宮畑	1200の53		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。  
また、大字別府町新野辺字西所1062、1064、1064の3に隣接する道路である公有地の全部、大字別府町新野辺字西所1057に隣接する道路である公有地の一部は、大字別府町新野辺に編入する。

備考 地番は、平成19年6月19日現在の地番である。

兵庫県告示第530号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 名 称       | 兵庫県立塚口病院          |
|   | 所 在 地     | 尼崎市南塚口町6丁目8番17号   |
|   | 認 定 年 月 日 | 平成20年1月29日        |
|   | 認定の有効期限   | 平成23年1月28日        |
| 2 | 名 称       | 医療法人郁芳会 青木診療所     |
|   | 所 在 地     | 尼崎市大庄北4丁目12番10号   |
|   | 認 定 年 月 日 | 平成19年12月26日       |
|   | 認定の有効期限   | 平成22年12月25日       |
| 3 | 名 称       | 兵庫県立西宮病院          |
|   | 所 在 地     | 西宮市六湛寺町13番9号      |
|   | 認 定 年 月 日 | 平成20年2月1日         |
|   | 認定の有効期限   | 平成23年1月31日        |
| 4 | 名 称       | 市立芦屋病院            |
|   | 所 在 地     | 芦屋市朝日ヶ丘町39番1号     |
|   | 認 定 年 月 日 | 平成19年6月8日         |
|   | 認定の有効期限   | 平成22年6月7日         |
| 5 | 名 称       | 医療法人協和会 協立病院      |
|   | 所 在 地     | 川西市中央町16番5号       |
|   | 認 定 年 月 日 | 平成19年11月18日       |
|   | 認定の有効期限   | 平成22年11月17日       |
| 6 | 名 称       | 医療法人晋真会 ベリタス病院    |
|   | 所 在 地     | 川西市新田1丁目2番23号     |
|   | 認 定 年 月 日 | 平成19年11月18日       |
|   | 認定の有効期限   | 平成22年11月17日       |
| 7 | 名 称       | 正愛病院              |
|   | 所 在 地     | 川西市久代2丁目5番34号     |
|   | 認 定 年 月 日 | 平成19年11月18日       |
|   | 認定の有効期限   | 平成22年11月17日       |
| 8 | 名 称       | 三田市民病院            |
|   | 所 在 地     | 三田市けやき台3丁目1番1号    |
|   | 認 定 年 月 日 | 平成19年6月16日        |
|   | 認定の有効期限   | 平成22年6月15日        |
| 9 | 名 称       | 財団法人甲南病院 加古川病院    |
|   | 所 在 地     | 加古川市神野町西条1545番地の1 |
|   | 認 定 年 月 日 | 平成20年4月14日        |
|   | 認定の有効期限   | 平成23年4月13日        |

兵庫県告示第531号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関より撤回された。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 医療法人郁芳会 青木診療所  
 所 在 地 尼崎市大庄北4丁目12番10号  
 撤 回 年 月 日 平成20年 2月 1日
- 2 名 称 医療法人一輝会 荻原みさき病院  
 所 在 地 神戸市兵庫区切戸町6番26号  
 撤 回 年 月 日 平成20年 1月20日

兵庫県告示第532号

救急医療機関の名称が変更されたため、告示する。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 新 名 称 公立香住病院
- 旧 名 称 公立香住総合病院
- 所 在 地 美方郡香美町香住区若松540番地
- 変 更 年 月 日 平成20年 4月 1日

兵庫県告示第533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 加陽土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	小 西 勝 市	豊岡市加陽868番地の1
同	小 西 清	同 市加陽136番地
同	田 中 忠 夫	同 市加陽898番地
同	小 西 敏 彦	同 市加陽902番地の1
同	水 嶋 政 浩	同 市加陽445番地
同	河 原 哲 也	同 市加陽454番地
同	澤 田 求	同 市加陽681番地
同	西 浦 常 雄	同 市加陽965番地
同	安 達 哲 也	同 市加陽944番地の3
同	西 浦 幸 生	同 市加陽1057番地
同	小 林 新 雄	同 市加陽1253番地
同	塩 見 和 亀	同 市加陽1152番地
同	野 澤 操 一	同 市加陽1196番地の1
監 事	中 嶋 隆 幸	同 市加陽1303番地
同	水 島 秀 樹	同 市加陽416番地

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	小 西 勝 市	豊岡市加陽868番地の1
同	小 西 一 弘	同 市加陽1278番地
同	小 西 文 雄	同 市加陽437番地

同	熊 野 直 之	同	市加陽1066番地
同	小 石 耕 一	同	市加陽678番地の1
同	小 西 勳	同	市加陽128番地
同	黒 坂 勝 則	同	市加陽883番地
同	長 砂 宏	同	市加陽1034番地
同	西 浦 友 茂	同	市加陽965番地
同	小 石 忍	同	市加陽446番地
同	小 西 邦 夫	同	市加陽139番地
同	西 浦 薫	同	市加陽1106番地の2
同	松 田 年 和	同	市加陽1243番地
監 事	河 本 延 士	同	市加陽1248番地
同	小 西 正 樹	同	市加陽439番地

2 見性寺井堰土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 原 澄 夫	豊岡市出石町宮内1254番地
同	篠 原 善兵衛	同 市出石町伊豆352番地
同	中 嶋 修	同 市出石町宮内1504番地の1
同	關 口 一 義	同 市出石町川原40番地の1
同	山 崎 恭 史	同 市出石町宮内263番地
同	川 口 義 昭	同 市出石町水上96番地の1
同	大 治 正	同 市出石町宮内1561番地
同	北 橋 改 三	同 市出石町町分207番地の1
同	升 田 正 則	同 市出石町伊豆648番地
監 事	松 尾 忠 夫	同 市出石町水上107番地
同	田 淵 忠 佳	同 市出石町伊豆583番地
同	水 島 義 明	同 市出石町宮内1192番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	坂 井 俊 行	豊岡市出石町町分117番地の1
同	中 井 富 若	同 市出石町松枝130番地
同	松 尾 忠 夫	同 市出石町水上107番地
同	多 根 岩 男	同 市出石町宮内1527番地
同	中 嶋 修	同 市出石町宮内1504番地の1
同	三 木 勉	同 市出石町宮内1145番地の4
同	山 崎 恭 史	同 市出石町宮内263番地
同	狩 野 誠 一	同 市出石町伊豆592番地
同	田 淵 三 男	同 市出石町伊豆761番地の2
監 事	南 北 英 男	同 市出石町伊豆48番地の1
同	船 越 利 昭	同 市出石町水上125番地
同	水 島 義 明	同 市出石町宮内1192番地

3 三木市六ヶ井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 谷 重 博	三木市加佐628番地
同	戸 田 一 史	同 市加佐370番地
同	西 垣 幸 一	同 市大村293番地
同	東 野 修 一	同 市大村197番地
同	川 内 敏 雄	同 市末広3丁目7番22号
同	清 水 敏 和	同 市鳥町87番地

同	正 木 哲 夫	同	市別所町近藤59番地
監 事	一 山 良 種	同	市平田364番地
同	田 中 勝 彦	同	市鳥町70番地
同	小 阪 利 勝	同	市大村842番地の4

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	竹 内 光 雄	三木市加佐906番地の1
同	永 尾 博 温	同 市平田326番地
同	東 野 修 一	同 市大村197番地
同	栗 田 一 夫	同 市大村467番地
同	鈴 木 秀 雄	同 市末広3丁目24番2号
同	清 水 敏 和	同 市鳥町87番地
同	正 木 哲 夫	同 市別所町近藤59番地
監 事	戸 田 一 史	同 市加佐370番地
同	田 中 勝 彦	同 市鳥町70番地
同	小 阪 利 勝	同 市大村842番地の4

4 印南土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	高 橋 秀 一	加古郡稲美町中村1398番地の16
監 事	北 原 豊 茂	高砂市阿弥陀町阿弥陀1224番地の3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	末 松 見佐夫	加古郡稲美町印南363番地の29
同	丸 尾 一 良	同 郡同 町印南535番地の1
同	橋 本 博 嘉	同 郡同 町中村1219番地
監 事	星 野 健 吾	同 郡播磨町古宮788番地の1

兵庫県告示第534号

家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定により、次の雄牛について、種畜証明書が書換交付された。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名前	証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
千代藤土井	平19兵庫県1 第37号	種畜の飼養者の住所 及び氏名又は名称の 変更	加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター
菊哲土井	平19兵庫県1 第41号	同 上	同 上	同 上

兵庫県告示第535号

兵庫県漁業調整規則(昭和41年兵庫県規則第48号)第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 件名

漁業関係法令違反に係る行政処分

- 2 日時  
平成20年 5月27日（火）午前10時00分から午前10時45分まで
- 3 場所  
神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号  
兵庫県第 1号館10階農政環境部会議室

兵庫県告示第536号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 適性試験及び講習の日時及び場所

開催県民局名	期 日	時 間	場 所
神戸農林水産振興事務所	平成20年 7月17日（木）	午後 1 時30分から 午後 5 時まで	神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号 兵庫県民小劇場（兵庫県庁西館地下）
同 上	同 年 9月12日（金）	同 上	神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号 兵庫県民小劇場（兵庫県庁西館地下）
阪神南県民局地域振興部農林課・宝塚農林振興事務所	同 年 8月 6日（水）	同 上	伊丹市宮ノ前 1丁目 1番 3号 伊丹市立文化会館（いたみホール）
加古川農林水産振興事務所	同 年 7月24日（木）	同 上	高砂市阿弥陀町生石61番地 ふれあいの郷生石研修センター
社農林振興事務所	同月18日（金）	同 上	加東市社字西柿1075 - 2 兵庫県社総合庁舎
姫路農林水産振興事務所	同月29日（火）	同 上	姫路市北条 1丁目98番地 兵庫県姫路総合庁舎
上郡農林水産振興事務所	同月28日（月）	同 上	赤穂郡上郡町光都 2丁目25番地 兵庫県西播磨総合庁舎
龍野農林振興事務所	同月24日（木）	同 上	たつの市龍野町富永字田井屋畑1311 - 3 兵庫県龍野庁舎
豊岡農林振興事務所	同月22日（火）	同 上	豊岡市八社宮490 J Aたじま豊岡営農センター
和田山農林振興事務所	同月30日（水）	同 上	朝来市和田山町玉置877番地 1 和田山ジュピターホール
柏原農林振興事務所	同月 8日（火）	午後 1 時から 午後 5 時まで	丹波市柏原町柏原字大手町688番地 兵庫県柏原総合庁舎
洲本農林水産振興事務所	同月25日（金）	午後 1 時30分から 午後 5 時まで	洲本市塩屋 2丁目 4番 5号 兵庫県洲本総合庁舎

- 2 対象者  
兵庫県内に住所を有する者で、平成20年 9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更新を受けようとする者。
- 3 更新申請の手続  
(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各農林（水産）振興事務所及び阪神南県民局地域振興部農林課において配布する。

イ 写真 1 枚

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書（原本） 1 通

< 申請時に銃砲所持許可証を有する者 >

申請者が申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し（ 1 ページ目から 2 ページ目の見開き）

< 申請時に銃砲所持許可証を有していない者 >

申請者が申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の許可を現に受けていない場合にあつては、法第40条第 2 号から第 4 号に掲げる者でないという医師の診断書（発行日より 3 か月以内のもので、原本のこと。コピー不可。）

(2) 提出期間

適性試験及び講習の実施日の 5 日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(3) 提出先

住所地を所管する農林（水産）振興事務所（阪神南県民局管内にあつては、阪神南県民局地域振興部農林課）

(4) 手数料

2,900円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に貼り付けること。なお、申請書受付後は、いかなる理由があつても手数料は返還しない。

兵庫県告示第537号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第 5 条第 1 項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

川崎重工業株式会社明石工場

明石市川崎町 1 番 1 号

明石事務所長 橋 本 芳 純

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

川崎重工業株式会社明石工場

明石市川崎町 1 番 1 号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1、No. 2 )	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 3 )
能 力	260m <sup>3</sup> / 分 / 基	200m <sup>3</sup> / 分
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 2 箇月	同 左
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左



使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～17時 8時間		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7	8	7	8
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	200	200	200	200
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	100	100	100	100
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日)		0	1.7/基	0	1.7

備考 汚水等の処理は、外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 5月20日から同年 6月10日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課

兵庫県告示第538号

昭和62年兵庫県告示第997号(水防管理団体及び水防警報を行う河川・海岸の指定)の一部を次のように改正し、平成20年 5月20日から施行する。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井戸敏三

2(4)中「御津海岸」の次に「、妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸、室津漁港海岸」を加える。

兵庫県告示第539号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり坊勢漁港(奈座新港)内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 しゅん功認可年月日  
平成20年 3月31日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
姫路市安田4丁目1番地  
姫路市  
姫路市長 石見利勝
- 3 埋立区域の位置及び面積  
姫路市家島町坊勢字坊崎697番147から姫路市家島町坊勢字炭焼579番に至る地先  
1,459.21平方メートル
- 4 免許年月日及び番号  
平成15年 1月7日  
兵庫県指令中播(姫港)第951号
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名  
姫路市

兵庫県告示第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画公園  
5.5.601号大池総合公園
- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域  
小野市王子町字新林、字大池及び字通り池、敷地町字ナカラ、黒川町字馬渡り並びに中島町字大下
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成20年 5月20日から同年 6月 3日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び小野市地域振興部まちづくり課

兵庫県告示第541号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成20年 5月20日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19西播位置 0011号	20.5.2	宍粟市山崎町門前字小井元74番の一部、75番7	6.00	41.70

兵庫県告示第542号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成20年 5月20日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19但豊位置 0011号	20.5.7	豊岡市戸牧字東ブケ9番6の一部	5.00	30.40

兵庫県告示第543号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成20年 5月20日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19淡路位置 0015号	20.4.30	南あわじ市広田中筋字堂丸414番2の一部、 414番3の一部、414番4、414番6の一部、 414番7、415番2の一部、416番の一部、417 番の一部、419番の一部、420番1の一部、 420番2の一部、485番2の一部、485番3の 一部	6.00	214.80

兵庫県告示第544号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、兵庫県立歴史博物館の使用料の徴収事務を、マンパワー・ジャパン株式会社に次のとおり委託した。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称  
歴史博物館使用料
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県立歴史博物館の利用に係る観覧料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
姫路市白銀町50番地  
マンパワー・ジャパン株式会社  
姫路支店 支店長 白石 恭 一
- 4 委託年月日  
平成20年 4月 1日
- 5 徴収の方法  
マンパワー・ジャパン株式会社は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、兵庫県立歴史博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成20年 4月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人舞台芸術教育協会
  - イ 代表者の氏名 岸 本 功 喜
  - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区高徳町3丁目2番11号
  - エ 定款に記載された目的  
この法人は、地域と地域住民や特に子どもたちに対して、舞台芸術を通しての生涯教育によって、学

校における舞台芸術の教育事業、地域における舞台芸術の教育事業、及び病院等の施設への慰問公演事業を行うと共に、舞台芸術の振興を図るための人材育成・調査研究・情報提供事業を行い、人々の心身の健全な育成と芸術文化が隅々まで浸透する感性豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成20年4月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ザンドパリ後援会

イ 代表者の氏名 小川悦子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区糺台4丁目14番地の176

エ 定款に記載された目的

この法人は、チベットと日本の人々に対して、ザンドパリ大学校と小学校の支援・援助、タントルガル音楽院の支援・援助とチベット伝統音楽の普及啓発、及びチベットと日本の伝統・文化の交流に関する事業を行い、日本人が国際的な視野を持つことによって、チベットの子どもと女性の福祉の増進とチベットの伝統・文化の復興と発展に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成20年4月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人高砂海文化21C

イ 代表者の氏名 河合清司

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市高砂町東宮町108番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、瀬戸内海域の一般市民に対して、マリンスポーツの普及振興事業及び港湾利用者に対して海域の環境保全・安全に関する事業を行い、全ての市民の大切な資源である瀬戸内海を中心とした活力ある町づくりに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成20年4月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人明石ともしび会

イ 代表者の氏名 南部和幸

ウ 主たる事務所の所在地 明石市樽屋町15番15号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者の小規模作業所の運営事業、障害者自立支援法に基づく事業、障害者の福祉と職業能力の増進を図り地域社会の各種団体と連携した事業を行い、障害者の雇用機会を拡充し地域社会の発展に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成20年4月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あわじ・地球生まれ

イ 代表者の氏名 菊川健一

ウ 主たる事務所の所在地 南あわじ市湊1334番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地球環境保全・自然環境と調和したまちづくりに関する調査研究・提言及び普及啓発活動、地球環境保全のための用具・機器の制作及び提供を行い、地球及び地域環境の保全、自然環境と調和した地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成20年4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ローンボウルズ日本

イ 代表者の氏名 山田誠

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区桜が丘東町2丁目5番地の10

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層並びに障害のある人達に対して、健康増進とコミュニケーションを図る生涯スポーツとしてのローンボウルズの普及振興事業を行う。もって健全な地域社会作り貢献することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成20年4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人輪っ子
- イ 代表者の氏名 水 口 智 彦
- ウ 主たる事務所の所在地 西宮市枝川町 3 番126 - 501号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい児に対して、療育や相談に関する事業を行い、障がい児の健全育成及びその保護者の子育て支援、また地域での共生の推進に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成20年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人ラ・ファミーユ
- イ 代表者の氏名 吉 村 美 祢
- ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区藤原台中町 2 丁目 2 番 3 号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、介護サービスに関する事業を行うことで、高齢者、要介護者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことに寄与することを目的とする。

随意契約の相手方等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成20年 5月20日

契約担当者  
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
電子入札システム及び入札参加資格審査システム導入に伴う必要機器類等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 7 番 4 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
89,198,550円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第 1 項(d)による

随意契約の相手方等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成20年 5月20日

契約担当者  
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
土木基幹業務に使用する電子計算機の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年 4月 1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 随意契約に係る契約金額  
132,232,464円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ホームセンターコーナン川西久代店  
所在地 川西市久代六丁目19番地ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要  
川西市環境保全条例に基づく、工場等変更許可申請書を提出すること。  
夜間、深夜、早朝に青少年がタムロし、近隣住民への迷惑行為や営業時間等における店舗、来客に対しての迷惑行為の防止や不良行為の防止に向けた環境整備を希望する。  
犯罪行為（万引き等）、迷惑行為、不良行為の防止を目的として、店舗内や周辺の環境整備と共に営業時間及び特別に必要と思われる時間帯に制服着用の警備員を常時複数配置し、緊急事態においては警察との連携が潤滑に行えるよう求める。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成20年 5月20日から 1月間

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 5月20日

阪神北県民局長 山 本 亮 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）万代川西南花屋敷複合店舗  
所在地 川西市南花屋敷三丁目291番1号ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要  
店舗北側出入りは人に限ることになっているが、当該交差点は道路幅が狭いにも関わらず、車が通行している。来店者の安全を確保するため、来店者溜まりを敷地内に確保できるようにすること。  
夜間、深夜、早朝に青少年がタムロし、近隣住民への迷惑行為や営業時間等における店舗、来客に対しての迷惑行為の防止や不良行為の防止に向けた環境整備を希望する。  
犯罪行為（万引き等）、迷惑行為、不良行為の防止を目的として、店舗内や周辺の環境整備と共に営業時間及び特別に必要と思われる時間帯に制服着用の警備員を常時複数配置し、防犯カメラ等も適正に配置し、緊急事態においては警察との連携が潤滑に行えるよう求める。  
飲食スペースやゲームコーナーに青少年がタムロし、迷惑行為をおこしやすいので、そういうスペースは



極力作らないように希望する。

### 3 同法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
宝 塚 市	宝塚市道長尾線沿いに建設されオープンするが、特にオープン時には交通渋滞が予想される。オープン後の来客の来店・退店経路及び誘導方法について、渋滞解消の手立てを講じること。
森 岡 龍 興	<p>店舗周辺道路は生活・通学路であり、高齢者のために安全な通路を必要とする。</p> <p>市道 2 号線の南花屋敷交差点から店舗までの間が渋滞すると市道122号線が抜け道になるが、この道路の店舗北西のカーブ付近は道幅が狭いため歩行者及び自転車が通れなくなる。</p> <p>店舗北側道路の歩行者（老人、通学生徒）の安全を優先させるために店舗北側道路の水路部分に水路を利用してガードレール等で歩行者専用通路をつくってはどうか。</p> <p>南花屋敷交差点は時差右折信号を必要とする。</p> <p>店舗は午後10時までの営業（生活のための営業）とし、喫茶店等の営業はやめて、青少年のたまり場にしないこと。</p>

### 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

#### (2) 縦覧期間

平成20年 5 月 20 日から 1 月間

#### 入札公告

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 5 月 20 日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品及び数量

中型スクールバス 4 台

#### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 納入期限

平成20年10月31日（金）

#### (4) 納入場所

県立のじぎく特別支援学校 神戸市西区北山台 2 - 566 - 134

県立姫路特別支援学校 姫路市四郷町東阿保476 - 1

県立出石特別支援学校 豊岡市出石町宮内 2 - 8

#### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 一般競争入札参加資格

#### (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名

簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 長嶺

電話(078)341-7711 内線 4936

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年5月20日(火)から同年6月3日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年6月30日(月)午後2時 兵庫県西館1階 大入札室

- (4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成20年6月27日(金)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

- (5) 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成20年5月20日(火)午前9時から同年6月3日(火)午後4時までに、物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成20年6月23日(月)午前9時から同月30日(月)午後2時までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

### 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成20年6月17日(火)午後4時までに前記3の(1)に提出すること。

ア 入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類

イ 道路運送関係法令(昭和26年法律第185号)ほか関係法令等に基づく基準に適合した車両を供給できることを証明する書類

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ア、イの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年6月27日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。



## (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Middle-sized school buses 4 vehicles

## (3) Delivery period : October 31, 2008

## (4) Delivery place :

Hyogo Prefectural Nojigiku School for Students with Special Needs

Hyogo Prefectural Himeji School for Students with Special Needs

Hyogo Prefectural Idusi School for Students with Special Needs

## (5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00, June 3, 2008

## (6) Deadline for tender :

14:00, June 30, 2008 by direct delivery, electronic bidding system ;

17:00, June 27, 2008 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice :

Mr.Nagamine, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau , Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936

## 入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 5月20日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

県庁W A Nパソコン等（本庁分等）一式（賃貸借）

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 契約期間

平成20年11月 1日（土）から平成26年10月31日（金）（6年間）

## (4) 設置場所

兵庫県本庁舎（神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号）ほか4箇所  
（別冊仕様書に記載の設置場所のとおり）

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号

兵庫県出納局管理課 担当 山田

電話（078）341-7711 内線 4937

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年 5月20日（火）から同年 6月 3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前 9時から午後 4時まで（正午から午後 1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年 6月30日（月）午後 1時30分 兵庫県西館 1階 大入札室

(4) 入札書の提出期限

(3) の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2条第 6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9項に規定する特定信書便事業者による同条第 2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成20年 6月27日（金）午後 5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による従来の入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

- ア 申込書の提出は、平成20年5月20日（火）午前9時から同年6月3日（火）午後4時まで物品電子入札・開札システムにより提出すること。
- イ 電子入札は、平成20年6月23日（月）午前9時から同月30日（月）午後1時30分までに行うこと。
- ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

#### 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により事前に協議すること。

##### ア 受付期間

平成20年5月21日（水）から同年6月16日（月）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。）、毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

なお、物品電子入札・開札システムによる場合は、平成20年6月11日（水）から同月16日（月）、毎日午前8時から午後10時（日曜日を除く。ただし、6月16日（月）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

エ 提出方法 原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。

オ 協議結果 平成20年6月23日（月）に入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間72箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年6月27日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

全額免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成20年7月7日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載、又は電子入札をすること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

- (4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

1 set of personal computers for the Hyogo Prefectural Government WAN (wide area network) for use in the Main office for rent

(3) Lease period : November 1, 2008 - October 31, 2014

(4) Lease place :

Hyogo Prefectural Government Main Office Building and 4 other places

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 June 3, 2008

(6) Deadline for tender :

13:30 June 30, 2008 by direct delivery, electronic bidding system ;

17:00 June 27, 2008 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Mrs. Yamada, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937

入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 5月20日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立都市公園芝生等維持管理機械

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成20年 7月31日（木）

(4) 納入場所

県立都市公園 7箇所（仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 西田  
電話（078）341-7711 内線 4938
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成20年5月20日（火）から同年6月3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成20年6月25日（水）午後2時 兵庫県西館1階 大入札室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成20年6月24日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
- (5) 電子入札  
本件は、書面による従来の入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。  
ア 申込書の提出は、平成20年5月20日（火）午前9時から同年6月3日（火）午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。  
イ 電子入札は、平成20年6月18日（水）午前9時から同月25日（水）午後2時までに行うこと。  
ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

## 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により事前に協議すること。  
ア 受付期間  
平成20年5月21日（水）から同年6月11日（水）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。）毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）  
イ 受付場所 前記3(1)に同じ。  
ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの  
エ 提出方法 原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。  
オ 協議結果 平成20年6月18日（水）に入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の

入札保証金を平成20年 6月24日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年7月上旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Purchasing of machines for outdoor maintenance of prefectural parks

(3) Delivery period : July 31, 2008

(4) Delivery place :

The prefectural parks (Nishiina Park, Nishimuko Park, Miki Disaster Management Park, Akashi Park, Maiko Park, Harima Central Park, Akoh Beach Park)

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 June 3, 2008

(6) Deadline for tender :

14:00 June 25, 2008 by direct delivery, electronic bidding system ;

17:00 June 24, 2008 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Ms.Nishida, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4938

### 入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 5月20日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原 義弘

## 1 調達内容

### (1) 調達物品及び数量

ネットワークシステム一式（賃貸借）

### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

### (3) 契約期間

平成21年 3月 1日（日）から平成26年 2月28日（金）（5年間）

### (4) 設置場所

兵庫県立大学全キャンパス

### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒671-2201 姫路市書写2167

兵庫県立大学・姫路書写キャンパス 学術情報課 担当 武田

電話（079）267 - 6906 FAX（079）267 - 6906

なお、申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付については、以下の場所でも取り扱う。

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3 - 3

兵庫県立大学・神戸キャンパス 学術総合情報・応用情報課（23階）

電話（078）367 - 8637 FAX（078）362 - 0653

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年 5月20日（火）から同年 6月 4日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成20年 5月27日（火）午後 3時 兵庫県立大学・神戸キャンパス 中会議室

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成20年 7月10日（木）午後 2時 兵庫県立大学・神戸キャンパス 中会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品及び業務について、平成20年 6月 4日（水）午後 4時まで一般競争入札参加申込書及び「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参すること。

(2) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品及び業務について、次により提出書類を持参し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成20年 5月21日（水）から同年 6月 6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）毎日午前 9時から午後 4時まで（正午から午後 1時までを除く。）

イ 受付場所 前記 3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

エ 協議結果 平成20年 6月24日（火）に入札者に通知する。

(3) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(2)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(4) 入札者は、上記(2)エにより承認された物品で入札すること。

(5) 本公告の物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。この証明書は平成20年 6月 6日（金）までに提出すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の 5以上の額の入札保証金を平成20年 7月 8日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年 7月下旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記 1(1)の物品の 1 箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違



反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Yoshihiro Oohara, General Secretary, University of Hyogo

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Network System 1 set

(3) Lease period : From 1 March 2009 through 28 February 2014

(4) Lease place :

University of Hyogo, all campuses

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 June 4, 2008

(6) Deadline for tender :

14:00 July 10, 2008

(7) Person to contact concerning the notice :

Hitoshi Takeda, University of Hyogo, Himeji Shosha office.

2167, Shosha, Himeji city, Hyogo 671-2201

Tel (079)267-6906 Fax (079)267-6906

病 院 局 辞 令

平成20年 4月30日付

( 県立こども病院診療部小児外科部長兼小児救急医療センター小児外科部長 )

佐 藤 志 以 樹

願により兵庫県職員を免ずる

正 誤

平成20年 4月25日付け ( 兵庫県公報第1973号 )

兵庫県告示第475号 ( 平成20年度地籍調査事業計画 ) 中

( ページ )	( 行 )	( 誤 )	( 正 )
2	下から 9	八千代区清水	加美区清水

平成20年 4月25日付け ( 兵庫県公報第1973号 )

兵庫県告示第476号 ( 平成20年度地籍調査事業の実施 ) 中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	下から 18	八千代区清水	加美区清水

平成20年 5月 2日付け(兵庫県公報第1975号)  
兵庫県企業庁告示第 1号(公印の廃止及び新調)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
7	下から12	兵庫県企業庁告示第 1号	兵庫県企業庁告示第 2号